平成２７年（フ）第８５０号
さいたま市浦和区北浦和１丁目９番１－604号
債務者　陶山　りか
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７５号
埼玉県久喜市間鎌336番地２
債務者　野田　雪雄
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
埼玉県八潮市大字大瀬116番地１　ポライトリー102号
債務者　小林　和也
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
埼玉県春日部市中央１丁目15番地１　ＭＡＣ春日部コート501号
債務者　綿貫　京子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
埼玉県三郷市三郷３丁目17番地１　レーベン三郷802号
債務者　嶋田　景子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番６－401号、前住所大阪市生野区中川西３丁目１番７号
債務者　嶋津　　龍
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１５号
大阪府泉南郡熊取町野田４丁目2035番地の１プロヴァンスＡ棟106号室、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目928番地の７川田方
債務者　川田いづみ（旧姓政）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市小松里町2179番地マメゾン21・206号
債務者　久保　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
大阪府泉佐野市鶴原1376番地の３－Ｂ－101
債務者　順西健司郎
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
大阪府泉佐野市鶴原1376番地の３－Ｂ－101
債務者　順西　智美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅１－406、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋205番地の１－１－102
債務者　置本奈穂子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１００号
千葉県東金市福俵480番地21
債務者　近藤　博幸
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
新潟県三条市西四日町４丁目15番21号
債務者　増野　常夫
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第４７号
三重県松阪市上川町3599番地24
債務者　米田　健児
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第６１２号
大阪府河内長野市汐の宮町９番７－408号
債務者　松本　麻美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６８５号
堺市南区原山台１丁５番２－814号、前住所堺市南区原山台１丁５番２－811号
債務者　石堂　和美
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６９６号
大阪府松原市東新町１丁目12番21号
債務者　本田　　論
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係